

# 宣誓の流れ（フロー図）

**1 予約** … 宣誓希望日の3か月前から1週間前までにお申込みください。

<確認事項>

- ①宣誓者お二人の氏名、②連絡先、③宣誓希望日※、④宣誓方法（対面又はオンライン）、⑤県外から県内への転入予定の有無、⑥受理証明書等への近親者等の記載の有無、⑦通称名の使用の有無

※第5希望までお伝えください。時間は、平日の午前9時30分、午前11時、午後2時、午後3時30分からお選びください。

## 【申込方法1】

**専用メールアドレスへメール送信**

アドレス：aichifamilyship@pref.aichi.lg.jp

## 【申込方法2】

**人権推進課へ電話**

※メールでの申込みが難しい方

## 予約受付

- ・提出書類等の宣誓に係る事務連絡の伝達
- ・宣誓日時の調整、集合場所の伝達（対面宣誓のみ）、会議参加URLの送付（オンライン宣誓のみ）

## 2-① 対面宣誓

**県へ必要書類を持参し、本人確認※、宣誓（お二人そろってお越しください）**

※本人確認書類として、次のいずれかを御準備ください。（対面、オンライン共通）

- ・運転免許証
- ・旅券（パスポート）
- ・マイナンバーカード（個人番号カード）
- ・官公署が発行した免許証、許可証、資格証明書等（本人の顔写真が貼付されたもの）

## 2-② オンライン宣誓

**提出書類を郵送（簡易書留）**

※宣誓日の4開庁日前（必着）

**本人確認※、宣誓（お二人そろってお越しください）**

申込受付時に決定した日時に、Web会議システム（Microsoft Teams）を用いて実施  
※カメラ機能等により、宣誓者の顔を表示してください。

## 書類の確認

不備がある場合には、再提出等について御連絡します。

## （転入者①）転入予定者受付票の交付

県外在住の転入予定者（他の一方が県内在住者の場合を除く）の場合、転入予定者受付票を交付

## （転入者②）転入予定者受付票及び住民票※の提出

※県内への転入後、3か月以内に発行されたもの

## 3 受理証明書等の交付

…宣誓者へ、受理証明書と受理証明カードを郵送（簡易書留）

※宣誓から7開庁日を目途に発送します。